

私立高校への就学助成の増額・拡充を求める意見書

全国では高校生の3割が私立高校で学んでおり、私立高校は公教育に大きな役割を担っている。

平成22年度より施行された私立高校等就学支援金制度と自治体単独の学費軽減制度により、私立高校生の学費負担はこれまで以上に軽減され、さらに平成26年度から年収590万円未満の私立高校生家庭までに加算支給の対象が拡大されたことで支給額も増額された。こうした施策により、全国では学費の長期滞納者や経済的理由での中退者が減少し、その政策効果が現れている。

しかしながら、平成25年度における私立高校の学費は、入学金を含む初年度納付金で全国平均約71万円となっており、就学支援金の加算支給対象の年収590万円未満世帯においては約41万～53万円の学費負担がなお残っている。

平成24年9月、日本政府は国際人権社会権規約第13条2項(b)(c)「中等教育・高等教育への漸進的無償教育の導入」条項の批准留保を撤回したが、これは高等学校及び大学の無償化を国を挙げてすすめることを、世界にむけて宣言したことに他ならない。

これらの状況から、私学に通う生徒・保護者の学費負担を軽減し、私学教育本来の良さをいっそう発揮するよう、私立高校生への就学支援金の拡充と私立高校への経常費助成の増額・拡充が求められている。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講ずるよう求める。

記

- 1 私立高校生への就学支援金制度を拡充すること
- 2 私立高校への経常費助成を増額・拡充すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月2日

新潟県佐渡市議会議長 根 岸 勇 雄

私立高校への就学助成の増額・拡充を求める意見書

新潟県内の高校生の2割は私立高校で学んでおり、私立高校は公教育に大きな役割を担っている。

平成22年度より施行された私立高校等就学支援金制度と新潟県独自の学費軽減制度により、私立高校生の学費負担はこれまで以上に軽減された。さらに平成26年度から年収590万円未満の私立高校生家庭まで加算支給の対象が拡大され、加算支給額も増額された。こうした施策により、学費の長期滞納者や経済的理由での中退者は減少傾向にあり、一定の政策効果が現れている。

しかしながら、平成26年度における私立高校の学費は入学金を含む初年度納付金で県平均約52万円となっており、就学支援金の加算支給対象の年収590万円未満世帯においては約17万～35万円の学費負担がなお残る。

また、私立高校の経常経費に対する助成は2分の1以内に限定されてきたために、私立高校は教育条件を整備する上で、さまざまな困難を抱えてきた。専任教員数は公立の配置基準に当てはめると約2割少なく、不足分を期限付きの教員で補っているのが現状である。専任教員の増員など教育条件を改善するため、経常費助成の増額・拡充が求められている。

よって、県においては、下記の事項について特段の措置を講ずるよう求める。

記

- 1 私立高校生への県独自の学費軽減制度を拡充すること
- 2 私立高校への経常費助成を増額・拡充すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月2日

新潟県佐渡市議会議長 根 岸 勇 雄